

古文書解読チャレンジ講座 第十回

八丈島と江戸（東京）

平成二十二年九月

東京都公文書館

今回は、東京都公文書館が所蔵する明治初年の公文書『順立帳』から、八丈島と江戸（東京）の関わりを示す文書を読んでいきます。

『順立帳』は、当館が所蔵する明治期の公文書のなかで最も早期に作られた文書のひとつで、『順立帳』という名称が表すとおり、主として明治元年（一八六八）九月から明治四年（一八七一）十二月までの間に作成された大量の書類、を基本的に編年体（書類の作成時期の順）に綴じた簿冊群で、一五六冊が残されています。

『順立帳』についての詳しい紹介は「公文書館だより」第1号に掲載されていますので、ご覧ください。

出典：『明治二年 順立帳 六』

請求番号 632—E3—1

【史料】本湊町与市の八丈島帰島願（明治二年三月二十一日）

八丈島帰島願

一 本湊町 与市 八丈島 公使 治政 為 渡世 公使 治政
与市 市 形 古 祖 父 公 使 治 政 之 根 本 也 同
地 域 人 本 願 以 治 政 之 由 老 之 氏 長 治 政 而
室 属 主 本 年 知 本 官 治 政 之 根 本 也 同
主 官 治 政 之 根 本 也 同 治 政 之 根 本 也 同
治 政 之 根 本 也 同 治 政 之 根 本 也 同
仕 事 官 治 政 之 根 本 也 同 治 政 之 根 本 也 同
祖 父 長 治 政 之 根 本 也 同 治 政 之 根 本 也 同
若 夫 長 治 政 之 根 本 也 同 治 政 之 根 本 也 同
而 本 官 治 政 之 根 本 也 同 治 政 之 根 本 也 同
治 政 之 根 本 也 同 治 政 之 根 本 也 同
治 政 之 根 本 也 同 治 政 之 根 本 也 同
治 政 之 根 本 也 同 治 政 之 根 本 也 同

【史料の解説】

乍恐以書付奉願上候

一本湊町弥八地借八丈嶋織物渡世八丈嶋屋
与市奉願上候、私祖父者八丈嶋三ツ根村当時
地役人相勤候鉄之助先々代長兵衛悴二而
宝曆十二年幼年二而出嶋仕、拾ヶ年程
奉公稼仕、其後本湊町住居相定り八丈
嶋屋与家号仕、年来八丈嶋織物渡世
仕来冥加至極難有仕合奉存候、就而者
祖々父長兵衛百回忌相当二付為報恩
墓参且親類共江追々疎縁二相成候間、对
面等仕度存候折柄、八丈嶋地役人一郎儀
嶋々御会所江御船并雜穀拝借相願
候处、御聞濟二相成、当廿五日出帆仕候、君
沢形御船江便船相願度奉存候、帰府
之儀者八丈嶋之通船三艘之内江乗込
当秋迄二帰宅仕度候間何卒格別之以
御憐愍願之通御聞届被成下置候様
偏奉願上候、以上

本湊町

弥八地借

明治二巳年三月廿一日

願人 與市印
家主 弥八印

東京府

御裁判所

江坂所江便船相願度奉存候様
之儀者八丈嶋三ツ根村当時
地役人相勤候鉄之助先々代長兵衛悴二而
宝曆十二年幼年二而出嶋仕、拾ヶ年程
奉公稼仕、其後本湊町住居相定り八丈
嶋屋与家号仕、年来八丈嶋織物渡世
仕来冥加至極難有仕合奉存候、就而者
祖々父長兵衛百回忌相当二付為報恩
墓参且親類共江追々疎縁二相成候間、对
面等仕度存候折柄、八丈嶋地役人一郎儀
嶋々御会所江御船并雜穀拝借相願
候处、御聞濟二相成、当廿五日出帆仕候、君
沢形御船江便船相願度奉存候、帰府
之儀者八丈嶋之通船三艘之内江乗込
当秋迄二帰宅仕度候間何卒格別之以
御憐愍願之通御聞届被成下置候様
偏奉願上候、以上

明治二巳年三月廿一日

願人 與市印
家主 弥八印

東京府
御裁判所

乍恐以書付奉 願上候

戶籍簿付奉

一本 湊町 弥八地借八丈嶋織物渡世八丈嶋屋
 一本 湊町 弥八地借八丈嶋織物渡世八丈嶋屋
 一 本 湊町 弥八地借八丈嶋織物渡世八丈嶋屋
 与市 奉願上候 私祖父者 八丈嶋三ツ根村当時
 与市 奉願上候 私祖父者 八丈嶋三ツ根村当時
 地役人相勤候鉄之助先々代長兵衛粹二而
 地役人相勤候鉄之助先々代長兵衛粹二而
 寶曆十二年 幼年二而出嶋仕拾ヶ年 程
 寶曆十二年 幼年二而出嶋仕拾ヶ年 程
 寶曆十二年 幼年二而出嶋仕拾ヶ年 程
 奉公 稼仕其後 本湊町 住居相定り八丈
 奉公 稼仕其後 本湊町 住居相定り八丈
 嶋屋与家号 仕年来 八丈嶋織物渡世
 嶋屋与家号 仕年来 八丈嶋織物渡世
 仕来 冥加至極 難有仕合奉存候就而者
 仕来 冥加至極 難有仕合奉存候就而者
 仕来 冥加至極 難有仕合奉存候就而者
 祖々父長兵衛 百回忌 相当二付 為報恩
 祖々父長兵衛 百回忌 相当二付 為報恩
 祖々父長兵衛 百回忌 相当二付 為報恩
 墓參 且親類共江追々 疎縁二相成候間 对
 墓參 且親類共江追々 疎縁二相成候間 对
 墓參 且親類共江追々 疎縁二相成候間 对
 面等仕度存候折柄 八丈嶋地役人一郎 儀
 面等仕度存候折柄 八丈嶋地役人一郎 儀
 面等仕度存候折柄 八丈嶋地役人一郎 儀
 嶋々御会所 江御船并雜穀拜借相願
 嶋々御会所 江御船并雜穀拜借相願
 嶋々御会所 江御船并雜穀拜借相願
 候処御聞濟二相成 当廿五日出帆仕候君
 候処御聞濟二相成 当廿五日出帆仕候君
 候処御聞濟二相成 当廿五日出帆仕候君
 以机請申御成 南吉言 本悦仕以机
 以机請申御成 南吉言 本悦仕以机
 以机請申御成 南吉言 本悦仕以机

沢形御 船江便 船相願度 奉存候 湊町府

江初所形 便 船三艘之内 江乘込 之儀者 八丈嶋之通

之儀者 八丈嶋之通 船三艘之内 江乘込 之儀者 八丈嶋之通

当秋迄二帰宅仕度候間 何卒 格別之以 当秋迄二帰宅仕度候間

御憐愍 願之通 御開届 被成下置候様 御憐愍 願之通 御開届

偏奉願上候以上 偏奉願上候以上 偏奉願上候以上

本湊町 弥八地借 願人 與市 印 願人 與市 印

東主 弥八 市 印 東主 弥八 市 印 東主 弥八 市 印

東京府 東主府 東主府 東主府 東主府 東主府 東主府

御裁判所 御裁判所 御裁判所 御裁判所 御裁判所 御裁判所

所裁判所 所裁判所 所裁判所 所裁判所 所裁判所 所裁判所

【読み下し文】

恐れながら書付を以つて願ひ上げ奉り候

一本湊町弥八地借八丈嶋織物渡世八丈嶋屋

与市願ひ上げ奉り候、私祖父は八丈嶋三ツ根村当時

地役人相勤め候鉄之助先々代長兵衛倅にて

宝曆十二年幼年にて出嶋仕り、拾ヶ年程

奉公稼仕り、其後本湊町に住居相定まり、八丈

嶋屋と家号仕り、年来八丈嶋織物渡世

仕り来たり冥加至極有り難き仕合わせに存じ奉り候、就いては

祖々父長兵衛百回忌相当たるに付き報恩のため

墓参り、且つ親類共へ追々疎縁に相成り候間、対

面等仕りたく存じ候折柄、八丈嶋地役人一郎儀

鳴々御会所へ御船并雜穀拝借相願ひ

候処、御聞き済みに相成り、当廿五日出帆仕り候君

沢形船江便船相願ひたく存じ奉り候、帰府

の儀は八丈嶋之通船三艘の内へ乗り込み

当秋迄に帰宅仕りたく候間、何卒格別の

御憐愍を以て願ひの通り御聞き届け成し下し置かれ候様

偏に願ひ上げ奉り候、以上

本湊町

弥八地借

明治二己年三月廿一日

願人 與市 印

家主 弥八 印

東京府

御裁判所

【解説】

◆本湊町与市の八丈島帰島願 明治二（一八六九）年三月二十一日

本史料は、本湊町（現中央区湊）に住む八丈島織物渡世与市が、曾祖父の法要と墓参りのために帰島の許可を東京府に願ひ出た文書です。今回は、この願書を読み解きながら、八丈島と江戸（東京）との関わりを見ていきましょう。

与市の実家は八丈島内の三ツ根村（八丈町三根）にあり、先祖は地役人を務めていました。地役人とは、島役人（幕府から派遣されて島の支配を行う役人。代官のこと。）と区別するためにつくられた呼称で、古くから島に居住し、流人の仕置や年貢の収納など村政全般を統括した者のことです。

与市が江戸で八丈島織物渡世をはじめようになつた契機は、祖父鉄之助の代に遡ります。鉄之助は宝曆十二（一七六二）年に島を出て江戸で奉公し、十年後、本湊町に店を持ちました。与市は、曾祖父の百回忌の法要を機に島に帰り、商売の繁盛を先祖に伝え、疎遠になっていた親戚にも会おうとしたのでした。

八丈島の織物（黄八丈）は、江戸時代には贈答品として重宝され、御殿女中をはじめ庶民にも好まれていました。鉄之助が江戸にやってきた宝暦期は、江戸地廻り経済の成長期でもあり、黄八丈の需要も増しつつあった

と思われる。こうした動向と相俟って鉄之助の商売も繁昌していったのでしよう。

東京府では、与市の帰島願いを葦山県・商法司に照会しています。これは、当時、八丈島が葦山県の管轄下にあつたためです。葦山県では帰島に際し、流人からの書状や伝言を預からないことを命じています。商法司への照会は、与市が、八丈島に雑穀類を運ぶ君沢形船で帰村することになっていたので、この船が商法司の管轄だったからです。順立帳には、与市の帰島願書とともに、東京府・葦山県・商法司の間でやりとりされた文書が綴じ込まれており、当時の行政手続きの過程を知ることができます。

* 君沢形船：安政元（一八五四）年十月、東海地震の影響で船を失ったロシア使節プチャーチン一行が、伊豆国君沢郡戸田村（現静岡県下田市）で船大工等を雇って建造したスクーター型帆船のこと。地名にちなんで君沢形船と呼ばれました。その後、同型の船が造られ輸送船や練習船に利用されました。

* 島々御会所：寛政八（一七九六）年に、伊豆諸島の物産の取り引きを行うために、江戸鉄砲洲（隅田川河口西岸）につくられた伊豆国島々産物会所のこと。これ以後、この会所以外での伊豆諸島の産物の取り引きは禁止されました。

* 参考文献『江戸時代の八丈島』（東京都総務局文書課、昭和二十五年）

* 出典 与市の帰島願書に関する文書は、『明治二年 順立帳 五』（請求番号6321E219）と『明治二年 順立帳 六』（請求番号6321E311）に綴られています。